平成２２年（フ）第１１６６号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟104号
破産者　大杉　正秋
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８５号
大阪府河内長野市千代田台町１番15―209号
破産者　西浦　昌幸
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
堺市堺区住吉橋町１丁２番13号　可陽ビル４Ｆ―Ｃ
破産者　財津　英喜
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
堺市堺区住吉橋町１丁２番13号　可陽ビル４Ｆ―Ｃ
破産者　財津加代子こと　森山佳代子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―７―506号
破産者　田口　晴美
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１３号
神戸市須磨区中落合１丁目１番408―202号、開始決定時の住所神戸市須磨区中落合１丁目２番ルゼフィール名谷東第424号棟第806号室
破産者　井口　輝夫
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１４号
神戸市須磨区中落合１丁目１番408―202号、開始決定時の住所神戸市須磨区中落合１丁目２番424―806号
破産者　井口　弘子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
大阪府池田市渋谷２丁目１番18号202、開始決定時の住所兵庫県伊丹市寺本２丁目43番地の９
破産者　澤田　政晃
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘16番22号
破産者　岸本眞一郎
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９２号
兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目７番１―403号
破産者　大森　茂樹
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０５号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目17番31号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地３―301号
破産者　西下　美廣
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３２８号
兵庫県西宮市名塩南台４丁目10番地９、開始決定時の住民票上の住所兵庫県芦屋市春日町13番２―105号
破産者　千賀　義雄
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２９号
兵庫県西宮市名塩南台４丁目10番地９、開始決定時の住民票上の住所兵庫県芦屋市春日町13番２―105号
破産者　千賀　弘美
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県西宮市甲子園砂田町３番14号
破産者　井上真由美
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７６号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目25番地の11メゾンリベルテ403
破産者　白石　京子（旧姓園川）
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３６号
熊本市長嶺南１丁目５番23号　メゾンＮＡＧＡＭＩＮＥ403号
破産者　立川　　忍
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９３７号
熊本市長嶺南１丁目５番23号　メゾンＮＡＧＡＭＩＮＥ403号
破産者　立川　美穂
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７６号
熊本県合志市幾久富1909番地749
破産者　福田正一郎
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部